

変更認定申請（法第8条）

※正副2部

- ☐ 変更認定申請書（規則第3号様式） ※第二面以降も必要。認定申請書の第二面以降と同じ書式を添付
- ☐ 委任状
- ☐ 認定通知書の写し
- ☐ 変更内容が長期使用構造等に関する場合、下記①、②、③
 - ①設計住宅性能評価書 又は 登録住宅性能評価機関が交付する確認書（変更後） ※写しの添付も可
 - ②変更にかかる図書 ※注1)
 - ③変更前図面（県の長期認定印押印のもの） ※注1)
- ☐ 変更内容が長期使用構造等に関するものでない場合、下記①と②
 - ①変更にかかる図書 ②変更前図面（県の長期認定印押印のもの）
- ☐ 基準法の計画変更がある場合、計画変更後の確認済証
- ☐ 当初申請手数料の1/2の額

注1) 申請に添付不要なものについては省略してよい

譲受人の決定申請（法第9条）

※正副2部

（例）分譲住宅等の購入者が決まったとき（分譲事業者からの購入）

- ☐ 変更認定申請書（規則第5号様式）
- ☐ 委任状
- ☐ 長期認定通知書の写し
- ☐ 譲受人がわかる書類（売買契約書、登記簿謄本 等）
- ☐ 維持保全計画書
- ☐ 手数料は不要

地位の承継の承認申請（法第10条）

※正副2部

（例）中古住宅の売買、相続等で認定住宅を取得したとき

- ☐ 承認申請書（規則第7号様式）
- ☐ 委任状
- ☐ 地位の承継の事実を証する書類（売買契約書など）
- ☐ 長期認定通知書の写し
- ☐ 確認申請の名義変更届の写し
- ☐ 手数料は不要

軽微な変更届

※1部（控えが必要な場合は正副2部提出してください）

<届出を出す前に！>

※ 認定通知書は発行されません

※ 規則第7条に掲げるもの以外は変更認定申請をおこなってください

- ☐ 届出書（参考様式）
- ☐ 委任状
- ☐ 認定通知書の写し
- ☐ 軽微な変更の内容が分かる図書、又は書面
（地番変更や誤記訂正は、変更後が分かる書面等の写し）
- ☐ 手数料は不要

規則第7条

- 第1項 工事着手予定時期、工事完了予定時期の6月以内の変更
- 第2項 譲受人の決定時期の6月以内の変更
※戸建て住宅等
- 第3項 譲受人の決定時期の6月以内の変更
※分譲マンション等の管理者等
- 第4項 法第5条第1～5項申請の軽微な変更
- 第5項 法第5条第6、7項申請の軽微な変更

建築又は維持保全を取りやめる旨の届出（県細則第7条）

※1部（控えが必要な場合は正副2部提出してください）

- ☐ 住宅の建築又は維持保全を取りやめる旨の届出書（県細則第2号様式）
- ☐ 委任状
- ☐ 認定通知書の原本
- ☐ 取消し通知書を発行しますので、郵送をご希望の場合はレターバックを用意してください

申請等の取り下げ届（県細則第8条）

※1部（控えが必要な場合は正副2部提出してください）

- ☐ 申請等取り下げ届（県細則第3号様式）
- ☐ 委任状
- ☐ 認定申請書の副本は後日返却しますので、郵送をご希望の場合はレターバックを用意してください